

(別紙2)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から3日以内。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。)を除くものとする。

2 京都府漁船漁業等 (日本海)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域で日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から3日以内。ただし、行政機関の休日を除くものとする。

3 京都府漁船漁業等 (その他海域)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海を除く海域

イ 対象とする漁業

漁船漁業等

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から3日以内。ただし、行政機関の休日を除くものとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量から府の留保を除いた数量を、それぞれの知事管理区分における令和3管理年度から令和5管理年度において府内の漁獲実績が最大となる年の各知事管理区分の漁獲実績の比率を用いて比率配分することを基礎とする。なお、関係者との協議の上、異なる知事管理区分の間で数量調整を行うことができることとする。

府の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めることとする。

管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴い漁獲可能量が変更となる場合、関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。